

東日本大震災復興特別区域法資料 (抜粋)

復興庁

2015年4月

復興推進計画による税制上の特例措置

- 復興特区における税制上の特例措置(p.1)
- 復興産業集積区域における特別償却又は税額控除(p.2)
- 復興産業集積区域における法人税等の特別控除(p.3)
- 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等(p.4)
- 復興産業集積区域における新規立地促進税制(p.5)

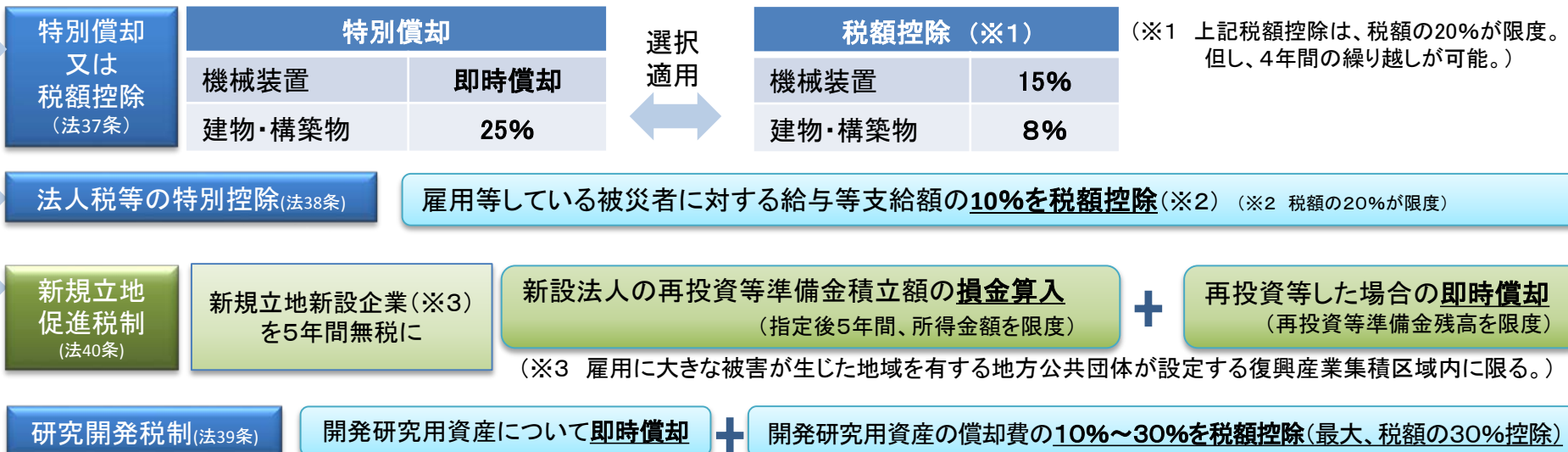
復興特区における税制上の特例措置

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

(～28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う個人事業者又は法人(「新規立地促進税制」は法人のみ)を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

いずれか選択適用



(2) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等(法41条)

(～29年3月末)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(25%)又は税額控除(※4)(8%) (※4 税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

(3) 出資に係る所得控除(法42条)

(～28年3月末指定)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

(4) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置(法43条)

(～28年3月末)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、震災復興特別交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

東日本大震災復興特別区域法の施行日から平成28年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人(※1)が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置:即時償却又は取得価格の15%の税額控除(※2)

○建物:取得価格の25%の特別償却又は8%の税額控除(※2)

※1 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

※2 当期の税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

※3 本措置<法37条>、新規立地促進税制<法人のみ、法40条>、法人税等の特別控除<法38条>はいずれかの選択適用。

特別償却

選択適用

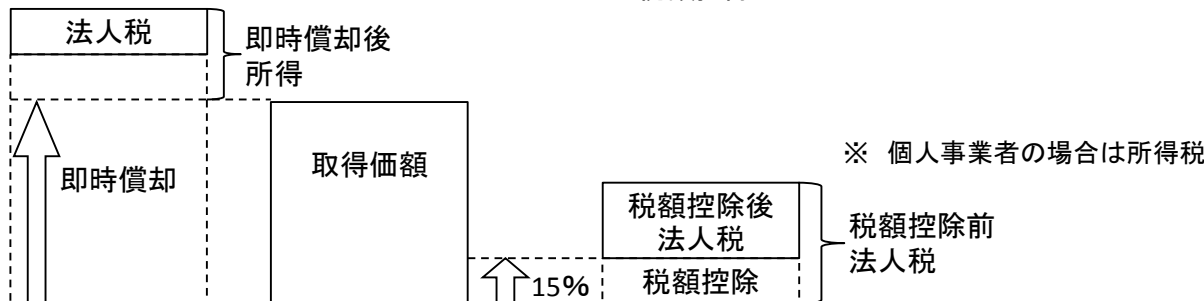
税額控除

即時償却	機械装置	15%
25%	建物・構築物	8%

(例:機械装置の場合)

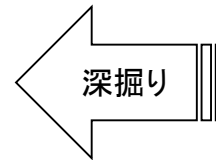
< 即時償却 >

< 税額控除 >



【参考】被災代替資産等の特別償却
(被災地域全域)

	中小 企業者等	その他 法人
機械装置	36%	30%
建物・構築物	18%	15%



○平成28年3月31日までに指定を受けた個人事業者又は法人(注1)が、指定を受けた日から5年の間の復興産業集積区域内の事業所における被災被用者(注2)に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できる。

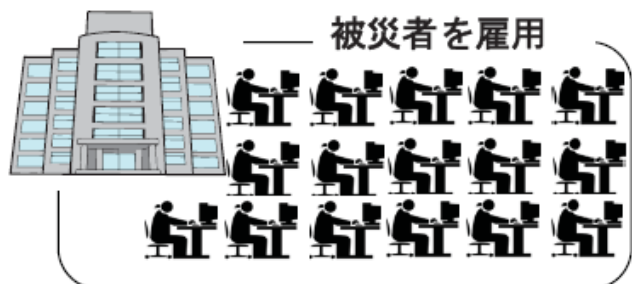
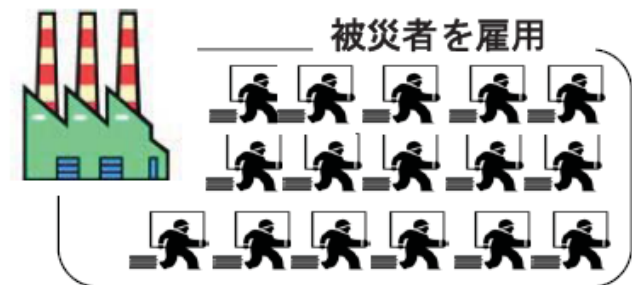
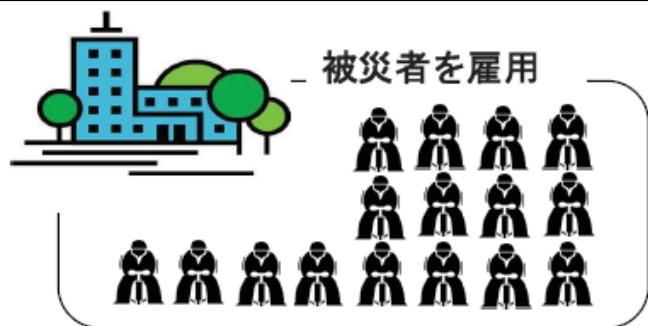
(注1) 東日本大震災により多数の被災者が職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(注2) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。

①平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者

②平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

(注3) 本措置<法38条>、新規立地促進税制<法人のみ、法40条>、事業用設備の特別償却等<法37条>はいずれかの選択適用。



被災被用者に対する
給与等支給額
× 10%の税額控除

税額控除

納税額

法人税額

※ 個人事業者の場合は所得税額

※ 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能



(1) 平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、指定を受けた個人事業者又は法人^(注1)が取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる(即時償却)。

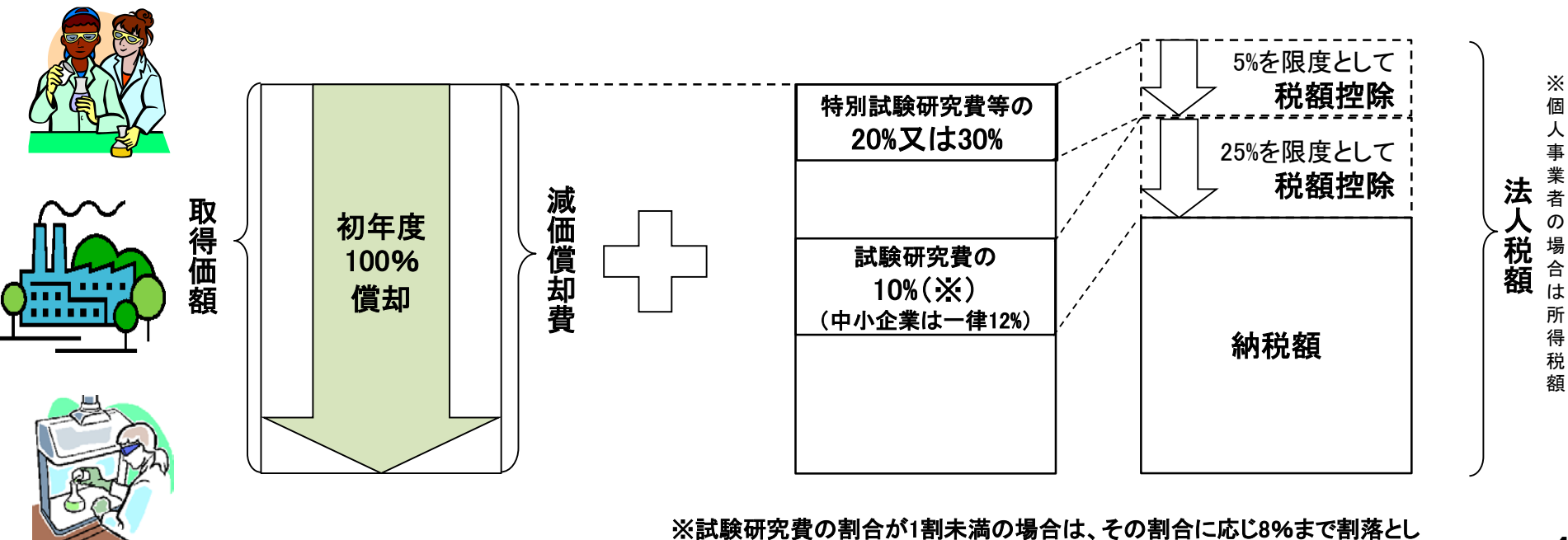
(2) (1)の対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能^(注2)。

(注1) 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人。

(注2) 現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じ、償却費の8~10%(中小企業等は12%)を税額控除(法人税額の25%を上限)。さらに、大学等との共同研究等の特別試験研究費等がある場合、当該研究に係る償却費の30%又20%を税額控除(法人税額の5%を上限)。指定事業者の開発研究については、償却費を特別試験研究費の額とみなしその20%を税額控除(法人税額の5%を上限)することが可能。

(1) 即時償却

(2) 研究開発税制の特例



※試験研究費の割合が1割未満の場合は、その割合に応じ8%まで割落とし

被災地における投資促進、雇用促進の観点から、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域内における新規立地新設企業の立上げを支援するため、復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人において、指定後5年間、課税が発生しないよう次の措置を講ずる。

- (1) 復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人^(注)が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。
- (2) 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）制度を創設する。

(注) 対象法人は次の要件をすべて満たす法人

- ・復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定の日以後に設立されたこと
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
- ・認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人であること
- ・復興産業集積区域内に本店を有すること
- ・積立てを行う事業年度において復興産業集積区域外に事業所等を保有しないこと

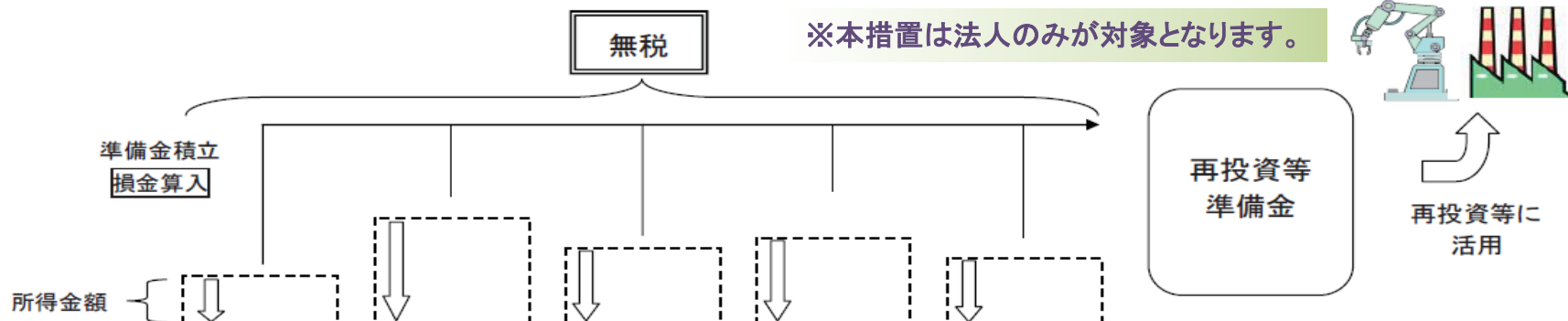
※ただし、平成26年4月1日以後は、以下の2つの要件を満たす事業所は本店のある復興産業集積区域外へ設置することが可能。

①法人の主たる業務以外の業務を行う事業所であること

②その事業所の業務を行う従業員数の合計が、法人の常時使用全従業員数の30%又は2人のいずれか多い人数以下であること

- ・指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械又は建物等の取得価額が3億円以上（中小法人等は3,000万円以上）であること

(注) 本措置<法40条>、事業用設備の特別償却等<法37条>、法人税等の特別控除<法38条>はいずれかの選択適用



※ この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度（基準年度）以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、それぞれ取り崩して益金に算入する。